



クリタグループはステークホルダーとの透明で公正な関係を築いていくため、日々の事業活動において法令遵守および社会倫理に基づいた行動を実践することを徹底しています。

推進体制

当社は、取締役を委員長とするE&S (Environmental & Social) 委員会を設置するとともに、同取締役を委員長とし、グループ会社の代表者を委員とするグループE&S委員会を設置しています。これらの委員会において、コンプライアンス活動に関する活動方針・重点施策を定め、各本部・事業本部およびグループ会社の部門委員会を通じて全従業員に展開することとしています。

「クリタグループ行動準則」を制定

2016年10月1日、法令遵守および社会倫理に基づいた正しい行動を実践していくための模範を示すものとして「クリタグループ行動準則」を制定しました。グローバル化が進む中、クリタグループのすべての役員・従業員が、言語・慣習・文化的背景の違いを越えて共に実践すべき行動を示しており、15カ国語に翻訳して周知徹底を図っています。



海外事業会社において説明会を実施

贈賄防止の取り組み

クリタグループは、贈賄を防止し、グループにおける公正な事業活動の推進を目的に、2017年3月1日に「グループ贈賄防止方針」を制定しました。本方針では、贈賄防止に関する基本的な事項を定めています。本方針を受けて、当社および各グループ会社で遵守すべき事項をルールとして整備し、贈賄リスクの低減に取り組んでいます。

談合・カルテル防止の取り組み

クリタグループは、談合の再発防止の徹底に取り組んでいます。2006年に国・地方公共団体などが発注する建設工事業から原則として撤退しています。ただし、例外としてグループ会社で維持管理業務を継続している当社納入施設について、コンプライアンスリスクがないことを確認できた場合に限り、案件ごとに取締役会の承認を得て実施することとしています。また、当社は談合・カルテルなどにつながりやすい同業者取引を排除するため、同業者団体への参加・加入を禁止しています。

取引先との健全な関係構築に向けた取り組み

当社は、2008年より下請代金支払遅延等防止法（下請法）に定める下請事業者該当する取引先を対象に、年1回「栗田工業との取引に関するアンケート」を実施しています。この結果を基に、取引内容や取引方法を継続的に改善していくことで、より公正な取引を推進しています。また、当社は取引先に対して、法令などの遵守の徹底を求めるとともに、調達ガイドラインの中で、基本的人権を尊重するとともに、適切な賃金の支払いや労働時間の管理などを要望しています。

内部通報制度

当社および国内グループ会社は、各社内・社外機関にそれぞれ窓口を設置しています。これにより相談・通報者の保護を図ると同時に、不正行為の早期発見に努めています。2016年4月より海外グループ会社の従業員などが当社の相談窓口に通報することができる「クリタ・グローバルヘルプライン」の運用も開始しました。

また、取引先に向けて、社外機関を活用した相談および通報窓口として、「お取引先様用ヘルプライン」を設置しています。これらの内部通報窓口の運用状況は定期的に取締役会に報告されます。

コンプライアンスのアンケート調査

クリタグループの全従業員を対象に、コンプライアンスのアンケート調査を年に1回実施しています。調査結果から活動成果を確認するとともに、問題点を抽出し次年度の活動方針に反映させています。

反社会的勢力への対応

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当な要求には断固として応じないことを徹底しています。取引先と取引基本契約書を締結する際には、当該取引先より反社会的勢力と関係がない旨を書面にて受領し、反社会的勢力と関係がないことを確認しています。